

用地調査等共通仕様書 新旧対照表（別記3～別記17）

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>別記3</u> 実測平面図表示記号 (略)</p> <p><u>別記4</u> 土地評価業務要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(標準地評価調書(案)作成)</p> <p>第2条 標準地評価調書(案)作成の業務は、仕様書第<u>67</u>条に掲げる基準(以下「土地評価関係規程」という。)に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 用途地域及び同一状況地域の区分 二 同一状況地域に係る標準地の選定 三 取引事例等土地評価資料の選定 四 標準地の評価 五 その他調査職員の指示するもの <p>2 受注者は、前項の業務(ただし、土地の鑑定評価については、発注者が徴するものとする。)を行うに当たっては、調査職員と協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(標準地評価調書(案)の様式)</p> <p>第8条 標準地評価調書(案)の作成に係る様式は、(様式第<u>17</u>号)から(様式第<u>45</u>号)のとおりとする。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p>	<p><u>別記3</u> <u>土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領</u> (略)</p> <p><u>別記4</u> 実測平面図表示記号 (略)</p> <p><u>別記5</u> 土地評価業務要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(標準地評価調書(案)作成)</p> <p>第2条 標準地評価調書(案)作成の業務は、仕様書第<u>53</u>条に掲げる基準(以下「土地評価関係規程」という。)に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 用途地域及び同一状況地域の区分 二 同一状況地域に係る標準地の選定 三 取引事例等土地評価資料の選定 四 標準地の評価 五 その他調査職員の指示するもの <p>2 受注者は、前項の業務(ただし、土地の鑑定評価については、発注者が徴するものとする。)を行うに当たっては、調査職員と協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(標準地評価調書(案)の様式)</p> <p>第8条 標準地評価調書(案)の作成に係る様式は、(様式第<u>13</u>号)から(様式第<u>41</u>号)のとおりとする。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p>

新	旧
<p>(取得地比準調書(案)の様式等)</p> <p>第13条 取得地比準調書(案)作成の様式は、様式第<u>4.6</u>号及び様式第<u>4.7</u>号のとおりとする。</p> <p>なお、取得地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第8条に定める様式を準用し取得地比準調書(案)に添付するものとする。</p> <p>第14条～第16条 (略)</p> <p>(残地補償金算定調書(案)の様式)</p> <p>第17条 残地補償金算定調書(案)作成の様式は、様式第<u>4.8</u>号及び様式第<u>4.9</u>号のとおりとする。</p> <p>なお、残地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第8条に定める様式を準用し残地補償金算定調書(案)に添付するものとする。</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(調整価格調書(案)の様式等)</p> <p>第19条 調整価格調書(案)作成の様式は、様式第<u>5.0</u>号から様式第<u>5.2</u>号のとおりとする。</p> <p>2 第11条で作成した画地調査図に同一状況地域ごとの取得等級を赤丸をもって、各筆ごとに表示するものとする。</p> <p><u>別記5 木造建物調査算定要領</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総 則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 木造建物の算定にあたっては、建物要領によるほか、本要領により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 調 査</u></p>	<p>(取得地比準調書(案)の様式等)</p> <p>第13条 取得地比準調書(案)作成の様式は、様式第<u>4.2</u>号及び様式第<u>4.3</u>号のとおりとする。</p> <p>なお、取得地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第8条に定める様式を準用し取得地比準調書(案)に添付するものとする。</p> <p>第14条～第16条 (略)</p> <p>(残地補償金算定調書(案)の様式)</p> <p>第17条 残地補償金算定調書(案)作成の様式は、様式第<u>4.4</u>号から様式第<u>4.5</u>号のとおりとする。</p> <p>なお、残地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第8条に定める様式を準用し残地補償金算定調書(案)に添付するものとする。</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(調整価格調書(案)の様式等)</p> <p>第19条 調整価格調書(案)作成の様式は、様式第<u>4.6</u>号から様式第<u>4.8</u>号のとおりとする。</p> <p>2 第11条で作成した画地調査図に同一状況地域ごとの取得等級を赤丸をもって、各筆ごとに表示するものとする。</p> <p><u>別記6 木造建物調査積算要領</u></p> <p><u>(略)</u></p>

新

旧

(調査の方法)

第2条 木造建物の調査は、木造建物要領により行うほか、次の各号により行うものとする。

一 1棟ごとに行う。ただし、同じ棟のなかに構造等の異種異質の箇所が併存する場合は、それぞれ区分して調査するものとする。

二 調査区域内の建物は、1棟ごとに番号を付するものとし、同一使用目的に供されている一面の土地に同一の所有者に属する建物が存する場合は、当該建物（以下「一画地内の建物」という。）ごとに起点側からアラビア数字による通し番号を付し、更に一画地内の建物が2棟以上存する場合は主たる建物からアルファベットによる支号を前記番号に付す。

三 木造建物要領第9条から第19条については、必要に応じて推定再建築費の積算が可能となるよう、その他の事項について調査を行うものとする。

(平面図)

第3条 平面図の作成は、木造建物要領別添1（別表）によるほか、築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。

第3章 積算

(積算単価等)

第4条 補償金の積算に用いる単価等は、木造建物要領第23条によるほか、次の各号によるものとする。

一 木造建物要領第23条第1号及び2号の単価は、物件移転等標準書によるものとする。

二 物件移転等標準書に記載されていない単価については、次による。

(1) 労務単価は、「建設物価（（一財）建設物価調査会発行）」に掲載されている単価とし、これにより難い場合は調査職員が指示する単価とする。

(2) 資材単価及び複合単価は、「建設物価（（一財）建設物価調査会発行）」及び「積算資料（（一財）経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価（以下「単価資料」という。）及び専門業者の資料価格とする。

(3) (2)の単価資料の価格の適用においては、積算対象物件（工事が同時に同一業者に発注される複数の物件がある場合は、その全部の物件とする。）の当該資材の使用量又は施工量を単価資料に記載されている取引数量又は施工条件と比較し、次の区

新	旧
<p><u>分に従って行うものとする。</u></p> <p><u>① 積算対象物件の当該資材の使用量又は施工量が「単価資料」に記載されている条件に満たない場合</u></p> <p><u>イ 小口価格又は公表価格の記載があるものは、その価格を適用する。</u></p> <p><u>ロ イの記載のないもので小口割増の条件が記載されている場合は、その条件に従って割増した価格を適用する。</u></p> <p><u>ハ イ及びロ以外の掲載価格について、小口割増が必要と認められた場合は、専門業者の資料等により適正な割増率を求めて補正した価格を適用する。</u></p> <p><u>② 積算対象物件の当該資材の使用量又は施工量が単価資料に記載されている条件よりも同等 以上の場合</u></p> <p><u>イ 大口価格又は当該資材の使用量若しくは施工量に該当する価格欄の価格を適用する。</u></p> <p><u>ロ 公表価格の記載があるもので、その価格について割引が必要と認められる場合は、専門業者の資料等により適正な割引率を求めて補正した価格を適用する。</u></p> <p><u>別記6 非木造建物調査算定要領</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総 則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 非木造建物の算定にあたっては、建物要領によるほか、本要領により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 調 査</u></p> <p><u>(図面作成)</u></p> <p><u>第2条 原則として配置図に建物の所在地、所有者、用途等の建物概要を記入するものとする。</u></p> <p><u>2 非木造建物要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)のほか、次の各号の図面を作成するものとする。</u></p> <p><u>一 矩計図</u></p>	<p><u>別記7 非木造建物調査積算要領</u></p> <p><u>(略)</u></p>

新	旧
<p><u>(1) 縮尺</u> <u>1/50~1/100</u></p> <p><u>(2) 作成の標準</u> <u>イ 建物の屋根、外壁、各階の床と天井との構成及び形質、寸法等を断面図によつては軸部が表現できない場合には矩計図を作成して明確にする。</u> <u>ロ 縮尺、屋根勾配、各種構造材の位置、形質、寸法、主要造作材の取付位置、材質、寸法等</u></p> <p><u>二 展開図</u> <u>(1) 縮尺</u> <u>1/50~1/100</u> <u>(2) 作成の標準</u> <u>建物内部の各室における造作等を図示し使用されている各種資材及び仕上げの良否等を明確にする</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 積 算</u></p> <p><u>(その他の基準)</u> <u>第3条 非木造建物要領第8条及び第11条に定める別添1非木造建物図面作成基準及び別添2非木造建物数量計測基準に定めのない事項又はこれらにより難い場合は、次に掲げる公刊物に掲載されている基準等によるものとする。</u> <u>一 建築数量積算基準・同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）</u> <u>二 建築設備数量積算基準・同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）</u> <u>三 建築工事設計図書作成基準・建築設備工事設計図書作成基準及び同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）</u></p> <p><u>2 第2条第2号により複合単価を算出する場合の材料、労務、機械器具等の歩掛等については、次に掲げる公刊物等によることができるものとする。</u> <u>一 公共建築工事積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）</u> <u>二 建設工事標準歩掛（（一財）建設物価調査会発行）（不可視部分の調査）</u></p> <p><u>(積算単価等)</u> <u>第4条 補償金の積算に用いる単価等は、非木造建物要領第10条によるほか、次の各号によるものとする。</u> <u>一 非木造建物要領第10条第1号及び2号の単価は、物件移転等標準書によるものとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>二 物件移転等標準書に記載されていない単価については、次による。</u></p> <p><u>(1) 労務単価は、「建設物価（（一財）建設物価調査会発行）」に掲載されている単価とし、これにより難い場合は調査職員が指示する単価とする。</u></p> <p><u>(2) 資材単価及び複合単価は、「建設物価((一財)建設物価調査会発行)」及び「積算資料((一財)経済調査会発行)」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価（以下「単価資料」という。）及び専門業者の資料価格とする。</u></p> <p><u>(3) (2)の単価資料の価格の適用においては、積算対象物件（工事が同時に同一業者に発注される複数の物件がある場合は、その全部の物件とする。）の当該資材の使用量又は施工量を単価資料に記載されている取引数量又は施工条件と比較し、次の区分に従って行うものとする。</u></p> <p><u>① 積算対象物件の当該資材の使用量又は施工量が「単価資料」に記載されている条件に満たない場合</u></p> <p><u>イ 小口価格又は公表価格の記載があるものは、その価格を適用する。</u></p> <p><u>ロ イの記載のないもので小口割増の条件が記載されている場合は、その条件に従って割増した価格を適用する。</u></p> <p><u>ハ イ及びロ以外の掲載価格について、小口割増が必要と認められた場合は、専門業者の資料等により適正な割増率を求めて補正した価格を適用する。</u></p> <p><u>② 積算対象物件の当該資材の使用量又は施工量が単価資料に記載されている条件よりも同等以上の場合</u></p> <p><u>イ 大口価格又は当該資材の使用量若しくは施工量に該当する価格欄の価格を適用する。</u></p> <p><u>ロ 公表価格の記載があるもので、その価格について割引が必要と認められる場合は、専門業者の資料等により適正な割引率を求めて補正した価格を適用する。</u></p> <p><u>(発生材及び再使用材等)</u></p> <p><u>第5条 非木造建物のうち、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の一部、設備（大規模工作物、営業用工作物）の一部等市場性（鉄屑あるいは中古品）のあるものについては、発生材の価格を計上するものとする。ただし、移転工法が復元工法による場合には、再使用できる資材は使用し、再使用できない、あるいは不可能なものについては、新しい資材を補足するものとして、積算するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、対象物の取りこわし工事費（整地費を含む。）を合わせて計上するものとする。なお、対象物のうち、起業地内に存するコンクリート製の基礎部分は、現場放棄とし積算しないものとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>(解体)</u> <u>第6条 鉄骨造建物の改修工法等の場合で、建物の一部を解体する場合は、仕上材の屋根、壁、開口部及び基礎等は、部分、部材別に計上する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>別記7 工作物調査算定要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p><u>(趣旨)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(適用範囲) 第1条 この要領は、原則として、仕様書第9条第3号の「表2工作物区分」に掲げる生産設備及び庭園（以下この要領において「工作物」という。）の調査算定に適用するものとする。 なお、この要領によりがたい場合は、調査職員の指示により、<u>非木造建物要領</u>又は機械設備要領を準用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 調査及び調査表等の作成</p> <p>(調査) 第2条 工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。 一～五 (略)</p>	<p>別記8-1 <u>機械設備調査積算要領</u> <u>(略)</u></p> <p>別記8-2 工作物調査算定要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 この要領は、<u>用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）第65条、第67条、第76条、第78条、第88条及び第90条第79条、第81条、第90条、第92条、第102条及び第104条に規定する生産設備及び庭園に関する調査算定要領である。</u></p> <p>(適用範囲) 第2条 この要領は、原則として、仕様書第5条第3号の「表2工作物区分」に掲げる生産設備及び庭園（以下この要領において「工作物」という。）の調査算定に適用するものとする。 なお、この要領によりがたい場合は、調査職員の指示により、<u>非木造要領</u>又は機械設備要領を準用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 調査及び調査表等の作成</p> <p>(調査) 第3条 工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。 一～五 (略)</p>

新	旧
<p>表 (略)</p> <p>2 前項第2号の設置(又は新設)年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。</p> <p>3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、石綿調査算定要領(平成24年3月30日国土用第50号)により調査を行うものとする。</p> <p>(調査表)</p> <p>第3条 工作物の調査表は、前条における調査結果に基づき、工作物調査表(様式第81号)に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p>(図面)</p> <p>第4条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 算定</p> <p>(算定)</p> <p>第5条 受注者は、次の各号による外、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じて算定を行い、工作物移転料算定表(様式第82号)を作成するものとする。</p> <p>なお、庭石、ビニールハウス、その他の工作物で、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じた算定が困難な工作物については、調査職員の指示により算定するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>別記8 附帯工作物調査算定要領</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p>	<p>表 (略)</p> <p>2 前項第2号の設置(又は新設)年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。</p> <p>3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記9石綿調査算定要領により調査を行うものとする。</p> <p>(調査表)</p> <p>第4条 工作物の調査表は、前条における調査結果に基づき、工作物調査表(様式第63号)に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p>(図面)</p> <p>第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 算定</p> <p>(算定)</p> <p>第6条 受注者は、次の各号による外、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じて算定を行い、工作物移転料算定表(様式第64号)を作成するものとする。</p> <p>なお、庭石、ビニールハウス、その他の工作物で、機械設備要領又は附帯工作物要領に準じた算定が困難な工作物については、調査職員の指示により算定するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>別記8-3 附帯工作物調査積算要領</u></p> <p><u>(略)</u></p>

新

旧

(趣旨)

第1条 附帯工作物の調査算定にあたっては、附帯工作物要領によるほか、本要領により行うものとする。

第2章 調 査

(調査)

第2条 附帯工作物要領第4条第7号から第10号及びその他補償額算定に必要と認められる事項の調査の内、次表の種類の附帯工作物の調査は、原則として、次表に掲げる事項について行うものとする。

種 類	単 位	調 査 事 項	備 考
門 ・ 門 扉	組	構造、規格寸法、数量	
塼	m	構造（種類、基礎の仕様等）、規格寸法、延長	
木造下壁、木造庫庫	m ²	構造、基礎の仕様、面積	
木 造 物 壁	#	構造、面積	
組 立 物 壁	箇所	1カ所あたりの面積、数量	
鉄 骨 下 壁	m ²	面積	
アルミ製カーポート	箇所	数量	
鉄骨倉庫式ガレージ	#	数量	
物 干 柱	組	数量	
藤 垣	m ²	面積	
掘 井 戸 (手掘・機械掘)	箇所	手掘・機械掘の区分、深さ、数量	仕様書様式第64号を作成のこと。
突 井 戸 (打込井戸)	#	深さ、数量	仕様書様式第64号を作成のこと。
井 戸 用 ポ ン プ	基	揚程、数量	
審 板	箇所	種類、規格寸法、数量	基礎杭がある場合は仕様書様式第64号を作成のこと。
洗 い 場	箇所	種類、規格寸法、数量	
屋外引込線変更工事 (構内移転)	式	引込線の種類	電灯線、動力線とも引込柱を深更しない場合に適用する。
防 風 林	m	高さ、延長	一団の土地を分割して取得する場合に残地において防風林が必要となるときに適用する。
電 話 設 備	式	電話番号	

2 前項第2号の設置（又は新設）年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行う

新

旧

ものとする。

(調査表)

第3条 附帯工作物の調査表は、調査結果に基づき、附帯工作物要領第5条に掲げる項目のほか、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

一 土地所有者 土地所有者の氏名又は名称

二 土地所有者住所 土地所有者の住所又は主たる事務所の所在地

三 建物所有者 建物所有者の氏名又は名称

四 建物所有者住所 建物所有者の住所又は主たる事務所の所在地

五 起業地・残地の別

第3章 算 定

(補償額の算定)

第4条 様式及び様式は、附帯工作物調査の成果に基づき、関係人ごとに取得し、又は使用しようとする土地（取得等用地）とそれ以外の土地（残地等）の別に物件移転等標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種類及び規格が同一のため同じ単価の附帯工作物については、まとめて記入するものとする。

2 様式の移転義務の有無については、工作物調査表に基づき、移転することを前提として補償されるものについては有とし、それ以外のものについては無とするものとする。

3 様式及び様式の種類、名称、構造、形状及び寸法は、工作物調査表に基づき、適用される標準書記載の種類及び規格を記入すること。この場合において、調査した附帯工作物名と標準書の附帯工作物名が異なるときは、備考欄に調査した附帯工作物名を記入するものとする。

4 法令の規定に基づき改善を必要とする時期以前に既設の附帯工作物の改善を行うこととなった場合の法令改善費相当額の運用益損失額については、調査職員の指示により積算すること。

(削除)

別記9 石綿調査算定要領

(略)

新	旧
<p>別記 <u>9</u> 立竹木調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 調 査</p> <p>(立竹木の調査)</p> <p>第1条 受注者は、調査区域内の立竹木については、次表の定めるところにより調査を行い、立竹木調査表（様式第 <u>8 8</u> 号）を作成するものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>観賞樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。</p> <p>表 (略)</p> <p>収穫樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。</p> <p>表 (略)</p> <p>用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。</p> <p>表 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 積 算</p> <p>(立竹木補償金の積算)</p> <p>第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより標準書等に基づいて、立竹木補償金算定表（様式第 <u>9 1</u> 号）を作成するものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p>	<p>別記 <u>1 0</u> 立竹木調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 調 査</p> <p>(立竹木の調査)</p> <p>第1条 受注者は、調査区域内の立竹木については、次表の定めるところにより調査を行い、立竹木調査表（様式第 <u>6 5</u> 号）を作成するものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>観賞樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。</p> <p>表 (略)</p> <p>収穫樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。</p> <p>表 (略)</p> <p>用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。</p> <p>表 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 積 算</p> <p>(立竹木補償金の積算)</p> <p>第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより標準書等に基づいて、立竹木補償金算定表（様式第 <u>6 6</u> 号）を作成するものとする。</p> <p>一～十一 (略)</p>

新	旧
<p>別記 <u>10</u> 墳墓調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 調 査</p> <p>(墳墓調査)</p> <p>第1条 受注者は、調査区域内の墳墓については、次の各号に定めるところにより調査を行い、墳墓調査表(様式<u>94</u>号)を作成するものとする。</p> <p>一 石塔は、一基ごとに縦、横、高さの寸法を調査したうえ、その体積を算出する。この場合において当該石塔に付属する花台、線香台等を含めること。</p> <p>二 石塔ごとに調査すべき項目は、次のとおりとする。</p> <p>イ 土葬、火葬の別</p> <p>ロ 埋葬年次</p> <p>ハ 土葬の場合は、遺体数</p> <p>ニ 火葬の場合は、遺骨数</p> <p>三 墓地に存する工作物については、墳墓工作物として、<u>附帯工作物要領</u>の規定に準じて調査すること。</p> <p>四 墓地に存する立竹木については、墳墓立竹木として、別記<u>9</u>第1条の規定に準じて調査すること。</p> <p style="text-align: center;">第2章 積 算</p> <p>(墳墓補償額の積算)</p> <p>第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより、標準書等に基づいて改葬料算定表(様式第<u>95</u>号)及び祭し料算定表(様式第<u>96</u>号)を作成するものとする。</p> <p>一 種別及び数量は、墳墓調査及び墓地管理者等の調査の成果に基づき算出すること。</p> <p>二 地蔵、祠等については、墳墓に準じて算定すること。ただし、埋葬料は計上しない。</p> <p>三 墳墓工作物については、<u>構造及び形状により通常妥当と認められる工法に基づき、これを移転するために要する費用を算定したうえ、</u>工作物移転料算定表により、墳墓工作物移転料を求めること。<u>ただし、祭祀財産と認められないものについては、附帯工作物要領に準じて算定するものとする。</u></p> <p>四 墳墓立竹木については、別記<u>9</u>第2条に準じて算定したうえ、立竹木移転料算定表により、墳墓立竹木移転料を求めること。</p>	<p>別記 <u>11</u> 墳墓調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 調 査</p> <p>(墳墓調査)</p> <p>第1条 受注者は、調査区域内の墳墓については、次の各号に定めるところにより調査を行い、墳墓調査表(様式第<u>67</u>号の3)を作成するものとする。</p> <p>一 石塔は、一基ごとに縦、横、高さの寸法を調査したうえ、その体積を算出する。この場合において当該石塔に付属する花台、線香台等を含めること。</p> <p>二 石塔ごとに調査すべき項目は、次のとおりとする。</p> <p>イ 土葬、火葬の別</p> <p>ロ 埋葬年次</p> <p>ハ 土葬の場合は、遺体数</p> <p>ニ 火葬の場合は、遺骨数</p> <p>三 墓地に存する工作物については、墳墓工作物として、<u>別記8第1条</u>の規定に準じて調査すること。</p> <p>四 墓地に存する立竹木については、墳墓立竹木として、別記<u>10</u>第1条の規定に準じて調査すること。</p> <p style="text-align: center;">第2章 積 算</p> <p>(墳墓補償額の積算)</p> <p>第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより、標準書等に基づいて改葬料算定表(様式第<u>68</u>号の1)及び祭し料算定表(様式第<u>68</u>号の2)を作成するものとする。</p> <p>一 種別及び数量は、墳墓調査及び墓地管理者等の調査の成果に基づき算出すること。</p> <p>二 地蔵、祠等については、墳墓に準じて算定すること。ただし、埋葬料は計上しない。</p> <p>三 墳墓工作物については、<u>別記8-2第2条に準じて算定したうえ、</u>工作物移転料算定表により、墳墓工作物移転料を求めること。</p> <p>四 墳墓立竹木については、別記<u>10</u>第2条に準じて算定したうえ、立竹木移転料算定表により、墳墓立竹木移転料を求めること。</p>

新	旧
<p>別記12<u>11</u> 営業調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 調 査</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(補償種別調査事項)</p> <p>第3条 受注者は、補償種別ごとに必要なものについて次により調査を行い、所要の調査表を作成するものとする。</p> <p>一 営業休止補償</p> <p>営業休止補償は、次に掲げる事項を調査するものとする。</p> <p>(1) 休業期間の調査</p> <p>建物の移転工期、移転前後の準備期間、機械設備又は商品等の移転等により休業期間を調査する。ただし、建物移転工程等が明らかでないものは、調査職員の指示によるものとする。</p> <p>(2) 収益(所得)減の調査</p> <p>休業期間中に発生すると予想される収益(所得)減を次により調査するものとする。</p> <p>イ 損益計算書及び貸借対照表の分析</p> <p>ロ 直近3年分の損益計算書による経営分析</p> <p>ハ 営業資料が得られない場合は、現地調査による収益資料の収集及び分析</p> <p>(3) 得意先喪失期間の調査</p> <p>休業期間、営業の種類、得意先の分布事情等により、得意先喪失の期間を調査するものとする。</p> <p>(4) 従業員(人件費)の調査</p> <p>従業員の調査は、賃金台帳に基づき調査し従業員調査表(様式第<u>98</u>号)を作成するものとする。</p> <p>なお、次に該当する者がいる場合には、これを明らかにし、前記調査表の摘要欄に記載するものとする。</p> <p>イ 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者</p> <p>ロ 営業所等の休止に関係なく外交、注文取り等に従事することができる者</p> <p>ハ 一時限りで臨時(パートタイマー、アルバイト等)に雇用されている者</p>	<p>別記<u>12</u> 営業調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 調 査</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(補償種別調査事項)</p> <p>第3条 受注者は、補償種別ごとに必要なものについて次により調査を行い、所要の調査表を作成するものとする。</p> <p>一 営業休止補償</p> <p>営業休止補償は、次に掲げる事項を調査するものとする。</p> <p>(1) 休業期間の調査</p> <p>建物の移転工期、移転前後の準備期間、機械設備又は商品等の移転等により休業期間を調査する。ただし、建物移転工程等が明らかでないものは、調査職員の指示によるものとする。</p> <p>(2) 収益(所得)減の調査</p> <p>休業期間中に発生すると予想される収益(所得)減を次により調査するものとする。</p> <p>イ 損益計算書及び貸借対照表の分析</p> <p>ロ 直近3年分の損益計算書による経営分析</p> <p>ハ 営業資料が得られない場合は、現地調査による収益資料の収集及び分析</p> <p>(3) 得意先喪失期間の調査</p> <p>休業期間、営業の種類、得意先の分布事情等により、得意先喪失の期間を調査するものとする。</p> <p>(4) 従業員(人件費)の調査</p> <p>従業員の調査は、賃金台帳に基づき調査し従業員調査表(様式第<u>70</u>号)を作成するものとする。</p> <p>なお、次に該当する者がいる場合には、これを明らかにし、前記調査表の摘要欄に記載するものとする。</p> <p>イ 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者</p> <p>ロ 営業所等の休止に関係なく外交、注文取り等に従事することができる者</p> <p>ハ 一時限りで臨時(パートタイマー、アルバイト等)に雇用されている者</p>

新	旧
<p>(5)～(7) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(作成図書等)</p> <p>第4条 受注者は、前条までの調査に基づき、次の各号に掲げる図書等を作成等するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 営業調査総括表（様式第<u>97</u>号） 二 事業概況説明書、ただし個人の場合は営業概況書 三 確定申告書（勘定科目内訳明細書を含む。）（写） 四 損益計算書（写） 五 貸借対照表（写）、ただし個人の場合は総勘定元帳（写）等 六 登記事項証明書（法人、商業）（写） 七 固定資産明細表（写） 八 従業員調査表（様式第<u>98</u>号） 九 売場及び工場配置図 十 生産及び販売実績調査表。ただし、第2号の書類があれば省略することができる。 十一 得意先損失調査表 十二 移転広告費調査表 十三 営業の権利調査表 十四 流動資産調査表 十五 仕入先調査表（様式第<u>99</u>号） 	<p>(5)～(7) (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(作成図書等)</p> <p>第4条 受注者は、前条までの調査に基づき、次の各号に掲げる図書等を作成等するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 営業調査総括表（様式第<u>69</u>号） 二 事業概況説明書、ただし個人の場合は営業概況書 三 確定申告書（勘定科目内訳明細書を含む。）（写） 四 損益計算書（写） 五 貸借対照表（写）、ただし個人の場合は総勘定元帳（写）等 六 登記事項証明書（法人、商業）（写） 七 固定資産明細表（写） 八 従業員調査表（様式第<u>70</u>号） 九 売場及び工場配置図 十 生産及び販売実績調査表。ただし、第2号の書類があれば省略することができる。 十一 得意先損失調査表 十二 移転広告費調査表 十三 営業の権利調査表 十四 流動資産調査表 十五 仕入先調査表（様式第<u>71</u>号）
<p>第2章 積 算</p>	<p>第2章 積 算</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(作成図書)</p> <p>第6条 受注者は、補償金額の積算にあたり次の各号に掲げる書類を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 営業補償金算定表（様式第<u>100</u>号） <ul style="list-style-type: none"> (1) 営業休止補償金算出表 (2) 営業廃止補償金算出表 (3) 営業規模縮小補償金算出表 二 営業補償金額総括表（様式第<u>101</u>号） 	<p>第5条 (略)</p> <p>(作成図書)</p> <p>第6条 受注者は、補償金額の積算にあたり次の各号に掲げる書類を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 営業補償金算定表（様式第<u>72</u>号） <ul style="list-style-type: none"> (1) 営業休止補償金算出表 (2) 営業廃止補償金算出表 (3) 営業規模縮小補償金算出表 二 営業補償金額総括表（様式第<u>73</u>号）

新	旧
<p>三 補償金算定概説書 四 認定収益額算定表（様式第<u>102</u>号） 五 固定的経費内訳表（様式第<u>103</u>号） 六 固定的経費付属明細表（様式第<u>104</u>号） 七 固定資産の売却損補償内訳表（様式第<u>105</u>号） 八 人件費内訳表（様式第<u>106</u>号） 九 従業員に対する休業手当補償金算定表（様式第<u>107</u>号） 十 得意先喪失補償額算定表（様式第<u>108</u>号～様式第<u>111</u>号） 十一 移転広告費内訳表（様式第<u>112</u>号） 十二 損益計算書比較表（様式第<u>113</u>号） 十三 移転工程表</p>	<p>三 補償金算定概説書 四 認定収益額算定表（様式第<u>74</u>号） 五 固定的経費内訳表（様式第<u>75</u>号） 六 固定的経費付属明細表（様式第<u>76</u>号） 七 固定資産の売却損補償内訳表（様式第<u>77</u>号） 八 人件費内訳表（様式第<u>78</u>号） 九 従業員に対する休業手当補償金算定表（様式第<u>79</u>号） 十 得意先喪失補償額算定表（様式第<u>80</u>号～様式第<u>83</u>号） 十一 移転広告費内訳表（様式第<u>84</u>号） 十二 損益計算書比較表（様式第<u>85</u>号） 十三 移転工程表</p>
<p>別添1～別添3 （略）</p>	<p>別添1～別添3 （略）</p>
<p>別記<u>12</u> 居住者調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 調 査</p> <p>（居住者調査） 第1条 受注者は、調査区域内の建物に居住する者について調査を行い、自家居住者又は貸家所有者については居住者調査表（様式第<u>114</u>号）を、借家人又は借間人については居住者調査表（様式第<u>115</u>号）を作成するものとする。 なお、貸家及び借家又は借間については、居住を目的としない場合も居住者調査表を作成するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 積 算</p> <p>（仮住居等補償金の積算） 第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより、各人毎に標準書等に基づいて仮住居等補償金算定表（様式第<u>117</u>号）を作成するものとする。 一 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建</p>	<p>別記<u>13</u> 居住者調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 調 査</p> <p>（居住者調査） 第1条 受注者は、調査区域内の建物に居住する者について調査を行い、自家居住者又は貸家所有者については居住者調査表（様式第<u>86</u>号）を、借家人又は借間人については居住者調査表（様式第<u>87</u>号）を作成するものとする。 なお、貸家及び借家又は借間については、居住を目的としない場合も居住者調査表を作成するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 積 算</p> <p>（仮住居等補償金の積算） 第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより、各人毎に標準書等に基づいて仮住居等補償金算定表（様式第<u>88</u>号）を作成するものとする。 一 仮住居等補償金の算出は、調査区域内の建物に居住する者がいる場合、又は当該建</p>

新	旧
<p>物に一般屋内動産がある場合で、調査職員の指示によりその関係人ごとに算出すること。</p> <p>二 仕様書第95条により決定された移転工法が2案以上考えられる場合は、調査職員の指示による工法とすること。</p> <p>三 建物延面積は、建物調査の成果に基づくこと。</p> <p>四 仮住居面積は、従前の建物の延面積とする。ただし、仮住居先において確保する必要のない部分があるときは、当該面積を除くものとする。</p> <p>五 1平方メートル当たり月額標準家賃は、標準書によること。</p> <p>六 月額現在家賃は、居住者調査に基づき借家人が支払っている額を計上すること。</p> <p>七 仮住居補償期間は、当該建物の移転工法に基づき、標準書により求めること。</p> <p>八 仮住居建物の権利金等の一時金相当額の算出は、調査職員の指示により行うこと。</p> <p>九 端数処理は、第4号に定めるところにより算出した面積について小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>十 借家人又は借間人であって、当該人に関し第5条による借家人補償を行う場合には、本条は適用しないこと。</p>	<p>物に一般屋内動産がある場合で、調査職員の指示によりその関係人ごとに算出すること。</p> <p>二 仕様書第81条により決定された移転工法が2案以上考えられる場合は、調査職員の指示による工法とすること。</p> <p>三 建物延面積は、建物調査の成果に基づくこと。</p> <p>四 仮住居面積は、従前の建物の延面積とする。ただし、仮住居先において確保する必要のない部分があるときは、当該面積を除くものとする。</p> <p>五 1平方メートル当たり月額標準家賃は、標準書によること。</p> <p>六 月額現在家賃は、居住者調査に基づき借家人が支払っている額を計上すること。</p> <p>七 仮住居補償期間は、当該建物の移転工法に基づき、標準書により求めること。</p> <p>八 仮住居建物の権利金等の一時金相当額の算出は、調査職員の指示により行うこと。</p> <p>九 端数処理は、第4号に定めるところにより算出した面積について小数点第1位を四捨五入すること。</p> <p>十 借家人又は借間人であって、当該人に関し第5条による借家人補償を行う場合には、本条は適用しないこと。</p>
<p>(動産保管料の積算)</p> <p>第3条 受注者は、別記13第1条により調査した動産のなかに、倉庫等に保管された一般屋内動産で仮住居に保管することが適当でないものがあるときは、当該保管等に係る倉庫料等の見積書又は料金表等を関係業者から複数徴したうえ、動産保管料等算出表(様式第117号)を作成するものとする。</p>	<p>(動産保管料の積算)</p> <p>第3条 受注者は、別記14第1条により調査した動産のなかに、倉庫等に保管された一般屋内動産で仮住居に保管することが適当でないものがあるときは、当該保管等に係る倉庫料等の見積書又は料金表等を関係業者から複数徴したうえ、動産保管料等算出表(様式第88号)を作成するものとする。</p>
<p>(家賃減収補償金の積算)</p> <p>第4条 受注者は、移転を要する建物に借家人(借間人を含む。以下同じ。)が居住している場合で調査職員が指示するときは、次の各号に定めるところにより当該建物の所有者に係る家賃減収補償金算定表(様式第118号)を作成するものとする。</p> <p>一 使用種別は、住家・店舗等、当該建物の主たる利用目的を記入すること。</p> <p>二 建物延面積及び貸家延面積については、建物調査及び居住者調査の成果に基づく面積とすること。</p> <p>三 家賃減収補償期間は、当該建物の移転に要する期間とし、第2条第7号に定める仮住居補償期間によること。</p> <p>四 家賃は、当該建物の所有者に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。</p>	<p>(家賃減収補償金の積算)</p> <p>第4条 受注者は、移転を要する建物に借家人(借間人を含む。以下同じ。)が居住している場合で調査職員が指示するときは、次の各号に定めるところにより当該建物の所有者に係る家賃減収補償金算定表(様式第89号)を作成するものとする。</p> <p>一 使用種別は、住家・店舗等、当該建物の主たる利用目的を記入すること。</p> <p>二 建物延面積及び貸家延面積については、建物調査及び居住者調査の成果に基づく面積とすること。</p> <p>三 家賃減収補償期間は、当該建物の移転に要する期間とし、第2条第7号に定める仮住居補償期間によること。</p> <p>四 家賃は、当該建物の所有者に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。</p>
<p>(借家人補償金の積算)</p>	<p>(借家人補償金の積算)</p>

新

第5条 受注者は、移転を要する建物に借家人が居住している場合で、調査職員が指示するときは、次の各号に定めるところにより、当該借家人に係る借家人補償金算定表（様式第119号）を作成するものとする。

- 一 賃貸借契約において返還されないことと約定されている一時金及び返還されることと約定されている一時金に係る補償額の算出については、調査職員の指示によること。
- 二 家賃差補償については、次による。
 - イ 借家面積は、居住者調査の成果に基づく面積とすること。ただし、借家面積を補正する場合は、調査職員の指示による。
 - ロ 1平方メートル当たり標準家賃及び補償期間は、調査職員の指示によること。
 - ハ 現在家賃は、当該借家人に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。

（移転雑費補償金の積算）

第6条 受注者は、次表に定めるところにより、移転雑費補償金算定表（様式第120号）を作成するものとする。

算定区分	算定方法
算定方法	(略)
補償項目	本条における補償項目は、移転先選定費、法令上の手続費、転居通知費・移転旅費、その他の雑費、就業不能損失額の4項目とし、各項目別にそれぞれ次による算出表（様式第120号）により算定する。 1～4 (略)
移転先選定費	(略)
法令上の手続費	(略)
転居通知費・移転旅費、その他の雑費	転居通知費・移転旅費、その他の雑費に要する費用は、基本額と加算額の合計額とし、それぞれ次による。 1 基本額は、標準書による。 2 加算額は、次の(1)～(3)までに掲げる項目のうち必要とされる費用の合計額とし、それぞれ標準書により算定する。 (1) 建物の移転又は移転先の確保（従前と同種の権限に限る。）のための契約に要する費用。この場合における建物の移転に伴う契約金額は、基準等並びに別記6及び6に基づき算定した当該建物の補償総額とし（2種以上の移転工法が採用されている場合は、移転先選定費の算定における2(2)イで指示した土地等の価額とする）。 (2) 建築祭儀費（地鎮祭、上棟式、建築祝）に要する費用 (3) 移転（引越）のための交通費及び日当
就業不能損失額	(略)
増数処理	(略)

旧

第5条 受注者は、移転を要する建物に借家人が居住している場合で、調査職員が指示するときは、次の各号に定めるところにより、当該借家人に係る借家人補償金算定表（様式第90号）を作成するものとする。

- 一 賃貸借契約において返還されないことと約定されている一時金及び返還されることと約定されている一時金に係る補償額の算出については、調査職員の指示によること。
- 二 家賃差補償については、次による。
 - イ 借家面積は、居住者調査の成果に基づく面積とすること。ただし、借家面積を補正する場合は、調査職員の指示による。
 - ロ 1平方メートル当たり標準家賃及び補償期間は、調査職員の指示によること。
 - ハ 現在家賃は、当該借家人に係る居住者調査の成果に基づく家賃とすること。

（移転雑費補償金の積算）

第6条 受注者は、次表に定めるところにより、移転雑費補償金算定表（様式第91号）を作成するものとする。

算定区分	算定方法
算定方法	(略)
補償項目	本条における補償項目は、移転先選定費、法令上の手続費、転居通知費・移転旅費、その他の雑費、就業不能損失額の4項目とし、各項目別にそれぞれ次による算出表（様式第91号）により算定する。 1～4 (略)
移転先選定費	(略)
法令上の手続費	(略)
転居通知費・移転旅費、その他の雑費	転居通知費・移転旅費、その他の雑費に要する費用は、基本額と加算額の合計額とし、それぞれ次による。 1 基本額は、標準書による。 2 加算額は、次の(1)～(3)までに掲げる項目のうち必要とされる費用の合計額とし、それぞれ標準書により算定する。 (1) 建物の移転又は移転先の確保（従前と同種の権限に限る。）のための契約に要する費用。この場合における建物の移転に伴う契約金額は、基準等並びに別記6及び7に基づき算定した当該建物の補償総額とし（2種以上の移転工法が採用されている場合は、移転先選定費の算定における2(2)イで指示した土地等の価額とする）。 (2) 建築祭儀費（地鎮祭、上棟式、建築祝）に要する費用 (3) 移転（引越）のための交通費及び日当
就業不能損失額	(略)
増数処理	(略)

新	旧
<p>別記 <u>1 3</u> 動産調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 調 査</p> <p>(動産調査)</p> <p>第 1 条 受注者は、調査区域内の動産について、次の各号に定めるところにより調査を行い、動産調査表(様式第 <u>1 2 1</u> 号)を作成するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 積 算</p> <p>(動産移転料の積算)</p> <p>第 2 条 受注者は、動産調査の成果に定めるところにより、標準書に基づいて動産移転料算定表(様式第 <u>1 2 2</u> 号)を作成するものとする。ただし、倉庫等に保管された一般動産及び家畜等については、その移転等に係る輸送費等について見積書を徴するものとする。この場合における輸送距離は 4 km とする。</p> <p>2 別記 <u>1 2</u> 第 2 条の規定による仮住居等を経由して移転するときは、仮移転加算額として前項の額を計上するものとする。</p> <p>なお、この場合において、動産移転料算定表のうち一般動産移転料の台数欄には、仮移転加算を計上する数量を () 内書き等により区分して表示するものとする。</p>	<p>別記 <u>1 4</u> 動産調査積算要領</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 調 査</p> <p>(動産調査)</p> <p>第 1 条 受注者は、調査区域内の動産について、次の各号に定めるところにより調査を行い、動産調査表(様式第 <u>9 2</u> 号)を作成するものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 積 算</p> <p>(動産移転料の積算)</p> <p>第 2 条 受注者は、動産調査の成果に定めるところにより、標準書に基づいて動産移転料算定表(様式第 <u>9 3</u> 号)を作成するものとする。ただし、倉庫等に保管された一般動産及び家畜等については、その移転等に係る輸送費等について見積書を徴するものとする。この場合における輸送距離は 4 km とする。</p> <p>2 別記 <u>1 3</u> 第 2 条の規定による仮住居等を経由して移転するときは、仮移転加算額として前項の額を計上するものとする。</p> <p>なお、この場合において、動産移転料算定表のうち一般動産移転料の台数欄には、仮移転加算を計上する数量を () 内書き等により区分して表示するものとする。</p>
<p>別記 <u>1 4</u> 事業認定申請書等作成要領</p> <p>(略)</p>	<p>別記 <u>1 5</u> 事業認定申請書等作成要領</p> <p>(略)</p>
<p>別記 <u>1 5</u> 写真台帳作成要領</p> <p>(写真撮影の対象物等)</p> <p>第 1 条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。</p>	<p>別記 <u>1 6</u> 写真台帳作成要領</p> <p>(写真撮影の対象物等)</p> <p>第 1 条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。</p>

新

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対 象 物	標準枚数	撮 影 箇 所 等
(第5章) 土 地 評 価	(略)	(略)	(略)
(第6章) 建物等の調査	全 景	(略)	(略)
	建 物	建物の状 況等に 応じて適 宜	建物が存在する周囲の状況が把握できること (中景)。 建築設備及び建物附随工作物等建物の主要な構造 部分が容易に把握できること。 柱品等及び柱材長、柱径等の概要が把握できるも の。
	機械設備～墳墓	(略)	(略)
(第7章) 営 業 調 査	(略)	(略)	(略)
(第7章) 動 産 調 査	(略)	(略)	(略)
(第9章・ 第11章) 予 備 調 査 再 算 定	(略)		
(第14章) そ の 他	(略)		

(削除)

(記載事項)

第2条 写真台帳の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 撮影者の氏名及び押印
- 二 撮影年月日
- 三 対象物件の所有者又は管理者(土地評価については、事例地等の番号、用途地域等)
- 四 その他必要と認められる事項

旧

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対 象 物	標準枚数	撮 影 箇 所 等
(第5章) 土 地 評 価	(略)	(略)	(略)
(第6章) 建物等の調査	全 景	(略)	(略)
	建 物	建物の状 況等に 応じて適 宜	建物が存在する周囲の状況が把握できること (中景)。 <u>全景(四方からの外部及び屋根)。</u> 各室並びに造作、建築設備及び建物附随工作物等 建物の主要な構造部分が容易に把握できること。 柱品等及び柱材長、柱径等の概要が把握できるも の。
	機械設備～墳墓	(略)	(略)
(第7章) 営 業 調 査	(略)	(略)	(略)
(第7章) 動 産 調 査	(略)	(略)	(略)
(第9章・ 第11章) 予 備 調 査 再 算 定	(略)		
(第14章) そ の 他	(略)		

(撮影位置等)

第2条 写真台帳には、写真を撮影した付近の物件配置図の写し又は見取図等を添付し、仕様書第70条第6号に基づき付した建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置、方向及び写真番号を記入するものとする。

(記載事項)

第3条 写真台帳の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 撮影者の氏名及び押印
- 二 撮影年月日
- 三 対象物件の所有者又は管理者(土地評価については、事例地等の番号、用途地域等)
- 四 その他必要と認められる事項

新	旧
<p>別記 <u>1.6</u> 土地調書及び物件調書作成要領</p> <p>(土地調書の作成)</p> <p>第1条 受注者は、仕様書第<u>4.1</u>条から第<u>6.5</u>条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書(様式第<u>1.3.2</u>号)を作成するものとする。</p> <p>一 工事名、事務所長名、調査責任者氏名、土地所有者の住所又は所在地及び関係人(土地に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。)の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に土地所有者の氏名又は名称を記入すること。この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった調査職員とする。</p> <p>二 土地の所在地、公簿上の地目及び地積については、土地調査表の不動産登記簿欄に基づき記入すること。</p> <p>三 取得又は使用しようとする土地については、土地調査表の現況調査の部欄に基づき記入すること。</p> <p>四 土地調書には、取得用地等に係る用地平面図を添付すること。</p> <p>(物件調書の作成)</p> <p>第2条 受注者は、仕様書第<u>7.2</u>条から第<u>9.4</u>条及び第<u>10.8</u>条から第<u>11.1</u>条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書(様式第<u>1.3.3</u>号)を作成するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>別記 <u>1.7</u> 土地調書及び物件調書作成要領</p> <p>(土地調書の作成)</p> <p>第1条 受注者は、仕様書第<u>2.9</u>条から第<u>5.1</u>条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより土地調書(様式第<u>1.0.3</u>号)を作成するものとする。</p> <p>一 工事名、事務所長名、調査責任者氏名、土地所有者の住所又は所在地及び関係人(土地に関して所有権以外の権利を有する者のうち、担保権者を除く。)の住所又は所在地を記載し、表の右上欄外に土地所有者の氏名又は名称を記入すること。この場合において、調査責任者は、実地調査に際して監督に当たった調査職員とする。</p> <p>二 土地の所在地、公簿上の地目及び地積については、土地調査表の不動産登記簿欄に基づき記入すること。</p> <p>三 取得又は使用しようとする土地については、土地調査表の現況調査の部欄に基づき記入すること。</p> <p>四 土地調書には、取得用地等に係る用地平面図を添付すること。</p> <p>(物件調書の作成)</p> <p>第2条 受注者は、仕様書第<u>5.8</u>条から第<u>8.0</u>条及び第<u>9.4</u>条から第<u>9.7</u>条までの規定により実施した用地調査等業務の結果に基づき、次の各号に定めるところにより物件調書(様式第<u>1.0.4</u>号)を作成するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>
<p>別記 <u>1.7</u> 地盤変動影響調査算定要領 (略)</p>	<p>別記 <u>1.8</u> 地盤変動影響調査算定要領 (略)</p>